

裾野市汚水処理施設整備構想（案）

見直し検討資料

パブリックコメント用

令和4年12月

静岡県 裾野市

目 次

1	汚水処理施設整備構想について	1
1.1	汚水処理施設整備構想とは.....	1
1.2	汚水処理施設の概要	2
2	下水道関連計画の概要	4
2.1	全体計画.....	4
2.2	事業計画.....	4
3	裾野市の汚水処理の現状と課題	5
3.1	整備状況.....	5
3.2	過年度人口の推移	8
3.3	汚水処理における課題.....	10
4	汚水処理施設整備構想見直し検討の内容	10
4.1	基本方針.....	10
4.2	公共下水道整備区域見直しの検討方針.....	11
4.3	整備方針.....	16
4.4	整備計画（アクションプラン）の検討結果.....	18
4.5	汚水処理における課題と方向性	19

1 汚水処理施設整備構想について

1.1 汚水処理施設整備構想とは

家庭や事業所からの汚水を処理する施設を「汚水処理施設」と呼び、本市では、公共下水道、浄化槽による汚水処理を実施しています。

近年、人口減少や高齢化の本格化や地域社会構造の変化等、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しています。また、市町の財政が依然として厳しい状況にあるため、汚水処理施設の整備についても一層の効率化を図ることが急務となっています。

このような状況を勘案した汚水処理施設を所管する国土交通省、農林水産省、環境省は、未整備地区における汚水処理の早期概成実現のため「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成 26 年 1 月（以下、構想マニュアル）」を従来マニュアルの改訂版としてとりまとめを行いました。

「汚水処理施設整備構想」とは、上記の構想マニュアルを基に、汚水処理施設の効率的かつ適正な整備手法を定め、今後 10 年程度を目途に汚水処理施設の概成を目標とした整備計画（アクションプラン）を策定することにより、整備実施のための基本方針を示すものです。

本市でも国土交通省の要請に基づき、平成 28 年度にアクションプラン（対象期間：平成 29 年度～令和 8 年度）を策定し、これを基に順次、汚水処理事業を進めてきたところです。

今回の見直しは、国土交通省の要請により、令和 3 年度がアクションプランにおける対象期間の中間年度にあたることから、現状の社会情勢及び汚水処理状況を踏まえ、今後 5 カ年の整備計画についてアクションプランの見直し及び精査を行うことを主な目的とするものです。

1.2 汚水処理施設の概要

1) 汚水処理施設のしくみ

汚水処理施設は、下水道を代表とする複数の家庭や事業所からの汚水を管渠で集約して1箇所で処理する「集合処理」と、各家庭や事業所で浄化槽により汚水を処理する「個別処理」に大別することができ、それぞれ以下のような特徴があります。

①集合処理

- ・家屋や事業所が密集した市街地や集落の汚水処理に適しています。
- ・整備に比較的長い期間を要します。
- ・処理施設が1箇所となるため維持管理の手間が集約されます。

②個別処理

- ・家屋や事業所がまばらな地区の汚水処理に適しています。
- ・比較的短時間で整備が可能です。
- ・各家庭、事業所の浄化槽毎に定期的な点検・検査が必要です。

2) 汚水処理施設の効果

汚水処理施設を整備することで以下の効果が期待できます。

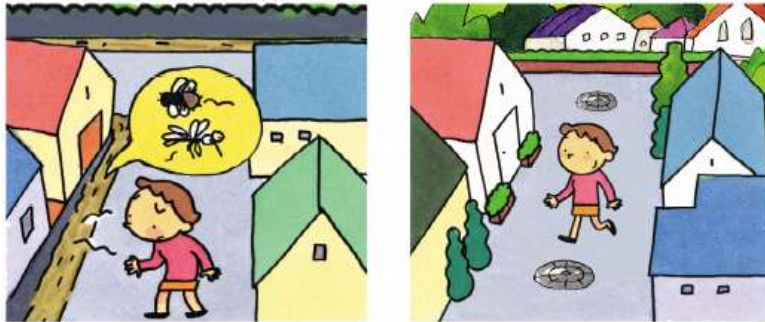
- 生活雑排水等の汚水を処理することで、川や海は本来の美しい水を取りもどします。



- 悪臭や汲み取りの手間から解放され、清潔で快適な生活ができます。



- 汚水が周辺水路に流れなくなるため、蚊やハエの発生を防ぎ、伝染病を予防します。



3) 污水处理施設整備事業の種類

次に示すとおり、污水处理の整備に関する事業メニューは様々ですが、本市では、これらの事業のうち、「公共下水道事業」、「浄化槽設置整備事業」を実施しています。

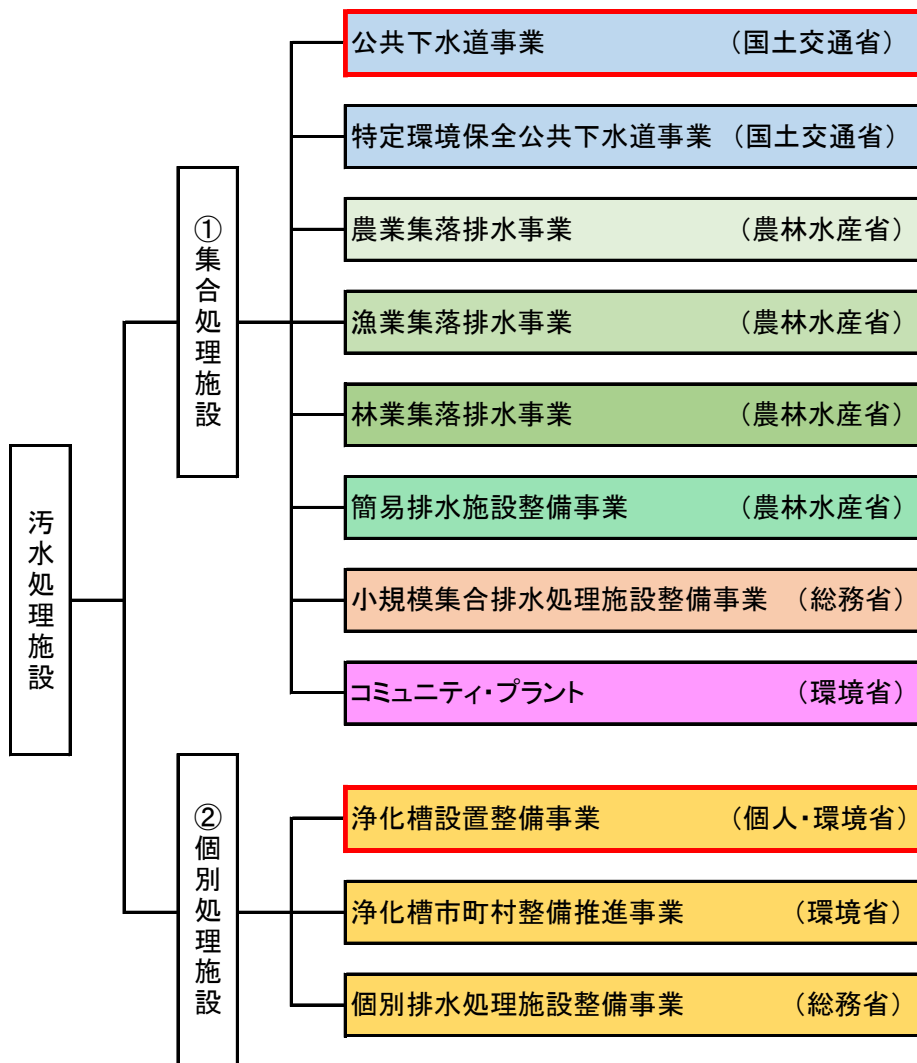


図 1.1 事業の種類

2 下水道関連計画の概要

汚水処理施設整備の主要事業である下水道に関する計画は様々なものがありますが、ここでは下水道整備に係る主要な計画の概要について説明します。

2.1 全体計画

全体計画とは、将来的に下水道を整備すると定めた区域（全体計画区域）に対する長期的な計画を定めたものになります。対象区域の全てに下水道を整備・接続した場合の人口、下水量、下水道施設規模、概算事業費などを定めた計画であり、概ね 20 年後を想定して策定されますが、10 年毎に見直しを行います。

なお、全体計画を策定しただけでは下水道事業を実施することはできず、下記の事業計画の策定が必要となります。

2.2 事業計画

事業計画は、全体計画で定められた区域及び下水道施設のうち、5～7 年で整備する予定の区域及び下水道施設の計画を定めたものになります。下水道事業を実施するためには、事業計画を策定し、県や国の了解を得る必要があります。

事業計画は 5～7 年毎に策定し、対象区域（事業計画区域）は 5～7 年毎に、全体計画の範囲内で整備状況に応じて順次拡大していきますが、近年は財政的な理由から、当初の計画どおりに整備が進まず、事業計画区域内で未整備区域の割合が多い自治体が数多く見られます。

3 裾野市の汚水処理の現状と課題

3.1 整備状況

本市の汚水処理人口普及率は、令和 3 年度で 81.0%となっており、整備手法別では公共下水道 45.0%、合併浄化槽 36.0%となっています。

前回アクションプラン将来計画（以降、計画）における中間年次の令和 3 年度については、汚水処理人口普及率が 81.9%、整備手法別では公共下水道 43.6%、合併浄化槽 38.3%となっており、実績と比べて大きな差はない状況です。

これは、行政人口の実績が計画に比べて少ないため、割合としては大きな差は生じませんが、各処理人口及び整備面積の絶対値としては実績が計画より少ない状況となっています。

なお、公共下水道の整備面積は令和 3 年度で 373.40ha ですが、これは事業計画区域 462.10ha の 80.8%に該当します。

表 3.1 処理人口及び普及率の比較（令和 3 年度）

【実績：令和3年度】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	373.40	22,519	45.0%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	18,042	36.0%
整備済計		－	40,561	81.0%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	9,528	19.0%
合計（行政人口）		－	50,089	100.0%

※普及率 = 処理人口 / 行政人口 × 100

【前回アクションプラン将来計画 中間年次：令和3年度】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	402.21	22,976	43.6%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	20,208	38.3%
整備済計		－	43,184	81.9%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	9,516	18.1%
合計（行政人口）		－	52,700	100.0%

※普及率 = 処理人口 / 行政人口 × 100

アクションプラン対象期間の前半5ヵ年（平成29年度～令和3年度）の公共下水道における整備面積及び処理人口の実績と計画の比較では、整備面積が計画に対して28.4%、処理人口が58.9%の進捗率となっています。

これらの進捗率の差については以下が原因と考えられます。

- ①整備面積の計上方法として、道路や河川等の公共用地を計上していない。
- ②人口が集中している箇所（投資効果が高い）を中心に整備を進めている。

表 3.2 アクションプラン対象期間の前半5ヵ年（平成29年度～令和3年度）の公共下水道整備面積及び処理人口比較

項目	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
前回アクションプラン①	40.21	1,331
実績②	11.40	784
進捗率 ②÷①	28.4%	58.9%

上記の通り、実績と計画に差が生じているため、実情に見合った整備計画に見直す必要があると考えられます。

なお、主要な未整備地区としては、岩波地区、富沢地区、平松地区（駅西区画整理地区）、水窪地区であり、その他に未整備区域が点在している地区としては、稻荷地区、佐野地区、桃園地区、水窪地区等が挙げられます。

【参考】

整備面積の捉え方にはいくつかあります。

①供用開始面積（公表面積）

実際に公共下水道の供用を開始している（下水道を使用できるようになった）面積。
受益者負担金の徴収の対象となる面積。

②供用開始面積（公表面積+公共用地）

①に道路や森林及び河川等、家屋以外の公共用地を加えた面積。

③未供用面積

下水道の管路は整備したが、下流が繋がっていない等の理由により使用できない土地の面積。

見直しにあたり、まず令和3年度実績の整備面積及び処理人口について精査を行いました。

現在の整備面積及び処理人口の公表値は、事業計画区域内において、下水管渠に接続し、実際に下水道が使えるようになった家屋のみ面積と人口を計上しています。

一方、今回計画では、上記の家屋周辺の道路や森林及び河川等、家屋以外の公共用地も整備済とみなして整備済区域の精査を行い、合わせて当該区域内の人口を処理人口として精査しました。その結果は以下のとおりとなります。

公共下水道の整備面積は令和3年度で409.64haとなり、これは事業計画区域462.10haの88.6%に該当します。また処理人口も現在の公表値22,519人から1,000人程度増加し、23,571人となります。

表 3.3 令和3年度 処理人口及び普及率（精査後）

【実績：令和3年度 整備面積・処理人口精査後】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	409.64	23,571	47.1%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	18,042	36.0%
整備済計		－	41,613	83.1%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	8,476	16.9%
合計（行政人口）		－	50,089	100.0%

※普及率＝処理人口／行政人口×100

3.2 過年度人口の推移

アクションプランの見直し検討を行うにあたり、対象区域の将来人口を推計するため、ここでは過年度人口の推移を確認します。

過去 5 年の行政人口及び事業計画区域内人口の推移をみると、どちらも減少傾向を示していますが、行政人口の -4.3% に比べて事業計画区域内人口は -1.9% と減少の幅が小さくなっています。

事業計画区域内の人口推移を地区別に見ていくと、石脇地区、二ツ屋地区、富沢地区では概ね増加傾向、他の地区では減少傾向を示していますが、そのうち稲荷地区、岩波地区は過去 5 年で -7% 程度と減少率が大きくなっています。

また、過去 5 年の整備人口は増加傾向を示し、整備面積とともに整備人口が増加している状況であるのに加えて、整備区域内の人口密度は変動がほとんどないことから、行政区域全体とは異なり、整備区域内の人口はほぼ横ばいで推移していることがわかります。

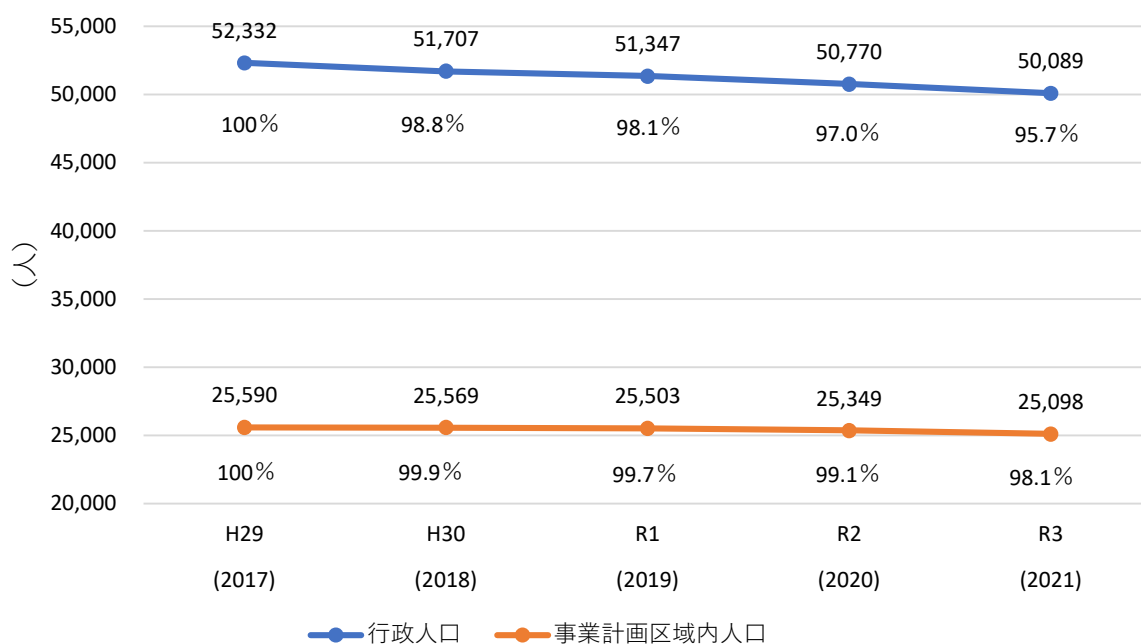


図 3.1 行政人口・事業計画区域内人口の推移

表 3.4 大字別事業計画区域内人口の推移

大字	事業計画区域内人口(人)					事業計画区域内人口変動率				
	2018 H29	2019 H30	2020 R1	2021 R2	2022 R3	2018 H29	2019 H30	2020 R1	2021 R2	2022 R3
伊豆島田	2,777	2,784	2,747	2,673	2,624	100%	100.3%	98.9%	96.3%	94.5%
稲荷	1,764	1,715	1,690	1,667	1,636	100%	97.2%	95.8%	94.5%	92.7%
下和田										
葛山										
岩波	1,158	1,145	1,123	1,119	1,082	100%	98.9%	97.0%	96.6%	93.4%
久根										
金沢										
呼子										
御宿										
公文名	405	402	398	391	382	100%	99.3%	98.3%	96.5%	94.3%
今里										
佐野	6,124	6,066	6,089	6,050	6,012	100%	99.1%	99.4%	98.8%	98.2%
上ヶ田										
深良	232	231	225	223	220	100%	99.6%	97.0%	96.1%	94.8%
須山										
水窪	939	949	920	911	910	100%	101.1%	98.0%	97.0%	96.9%
石脇	1,605	1,632	1,647	1,637	1,625	100%	101.7%	102.6%	102.0%	101.2%
千福										
千福が丘										
大畑										
茶畑	4,779	4,727	4,675	4,630	4,630	100%	98.9%	97.8%	96.9%	96.9%
桃園	966	954	962	966	918	100%	98.8%	99.6%	100.0%	95.0%
二ツ屋	861	866	925	944	926	100%	100.6%	107.4%	109.6%	107.5%
麦塚										
富沢	1,963	2,059	2,080	2,109	2,127	100%	104.9%	106.0%	107.4%	108.4%
平松	2,017	2,039	2,022	2,029	2,006	100%	101.1%	100.2%	100.6%	99.5%
合計	25,590	25,569	25,503	25,349	25,098	100%	99.9%	99.7%	99.1%	98.1%

表 3.5 行政人口・整備人口及び整備区域内人口密度の推移

項 目					
	H29	H30	R1	R2	R3
整備面積(ha)	364.0	364.9	367.7	369.5	373.4
整備人口(人)	21,932	21,957	22,169	22,290	22,519
整備区域の人口密度(人/ha)	60.3	60.2	60.3	60.3	60.3
整備区域の人口密度変動率 (H29を100%)	100.0%	99.9%	100.1%	100.1%	100.1%
行政人口(人)	52,332	51,707	51,347	50,770	50,089
行政人口の変動率 (H29を100%)	100.0%	98.8%	98.1%	97.0%	95.7%

3.3 汚水処理における課題

今回見直しを行うアクションプランは、公共下水道については事業計画区域内の未整備区域を対象として整備計画を策定するものであるため、ここでは当該区域に関連した下水道整備に係る課題について示します。

【事業計画区域内の未整備区域に関する課題】

- ①未整備区域に点在している、道路が狭い、あるいは他企業（NTT、東電、ガス等）の埋設物や水路などの障害により、下水道工事が困難、あるいは工事費用が高んで投資効果が低い区域に関する将来的な位置付けについて。

- ②未整備区域が比較的残っている水窪地区、富沢地区、岩波地区の内、人口減少率が大きい岩波地区の将来的な位置付けについて。

4 汚水処理施設整備構想見直し検討の内容

4.1 基本方針

1) 事業手法の選定

本市では、現在、「公共下水道事業」、「浄化槽設置整備事業」を実施していますが、今後もこれらの事業で汚水処理を進めていきます。

2) 整備計画（アクションプラン）の対象期間・目標年次

全対象期間は平成 29 年度～令和 8 年度の 10 年間ですが、今回の見直しは令和 4 年度～令和 8 年度の後半 5 カ年を対象となります。

3) 整備計画（アクションプラン）の位置付け

アクションプランは、公共下水道については事業計画区域内の未整備区域を対象に策定するものであり、アクションプランの対象期間内に下水道を整備しない区域については、対象期間以降に下水道を整備するか、それとも合併浄化槽による整備を行うのか、将来の方向性を検討の上、必要に応じて事業計画区域から外すなどの対応を行う可能性も考えられます。

アクションプランと事業計画は相互に関連しあう位置付けとなっています。

4.2 公共下水道整備区域見直しの検討方針

1) 前提条件

- ・事業計画区域の未整備区域のうち、市街化区域の整備を優先します。
- ・基盤整備が進行中の駅西区画整理地区は対象外とします。
- ・整備済区域に囲まれ、点在している未整備区域については、マンホールポンプの設置等により経済的に集合処理（公共下水道）が不利となった場合はアクションプラン対象外とし、令和9年度以降に整備手法について検討を行います。
- ・未整備区域のうち、接道のない土地及び広大な農地については将来宅地開発される可能性もあることから、アクションプラン対象外とし、令和9年度以降に整備手法について検討を行います。

2) 検討方法

対象区域の整備計画については、以下の手順で行います。

① 人口動態

将来人口については市全域だけでなく、地区別に推計を行うことにより、各地区の人口推移を想定し、整備優先順位の検討を行う。

② 経済比較

構想マニュアルに基づき、集合処理（公共下水道）による整備費用と個別処理（合併処理浄化槽）の整備に要する費用（建設費+維持管理費）と比較し、経済性の観点から検討を行う。

③ その他の要件

上記の結果を踏まえた上で、「事業進捗状況」、「土地利用状況」、「周辺環境」、「地域特性」、「整備の効率性」、「整備可能量」等を踏まえた総合評価により整備優先順位を設定する。

3) 検討内容

①将来人口の推移

現況（令和3年度）から令和8年度までの将来行政人口、将来処理人口の推移は図4.1のとおりとなります。

行政人口は本市水道事業基本計画（令和4年3月）と整合を図り、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用し、現況から当該推計値に推移していくものと想定しました。

この結果、行政人口は現況から令和8年度には-4.0%減少すると想定しています。

一方、処理人口については、今回設定した令和8年度までの整備予定区域を計画どおりに整備した場合、現況から+1.9%増加すると想定しています。

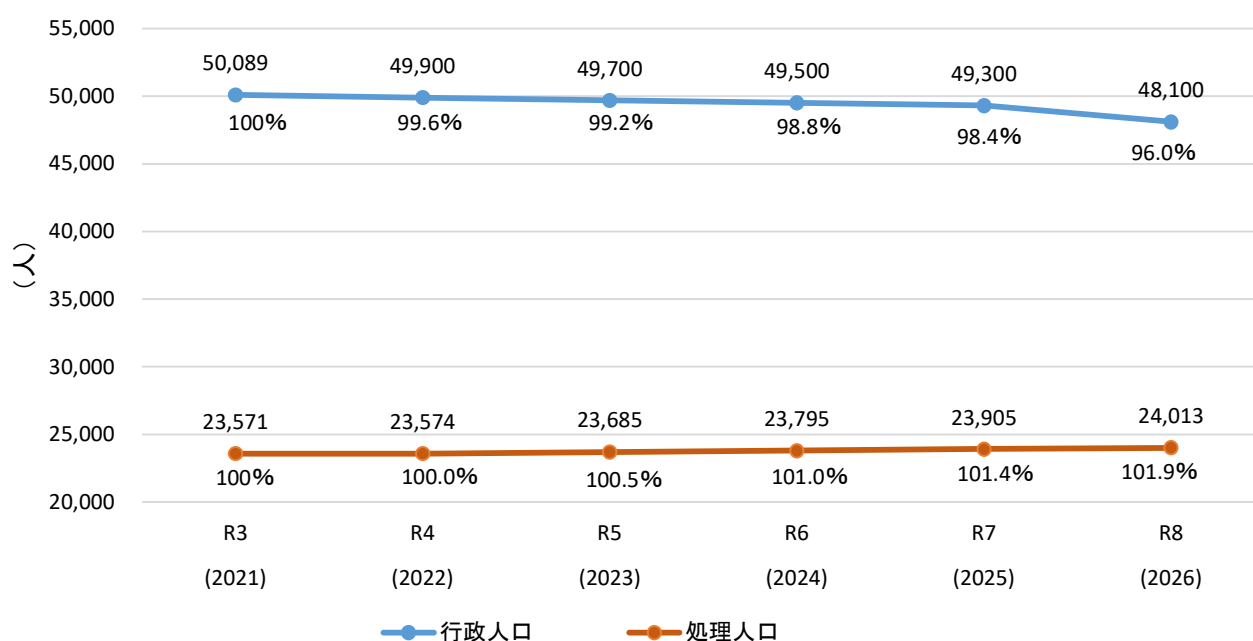


図 4.1 将来行政人口・処理人口の推移

一方、事業計画区域内の地区別の将来人口推移は以下に示すとおりです。なお、整備優先順位検討のため、概ね 20 年後の令和 22 年度までの推計結果を示しています。

未整備地区を重点的に見ていくと、岩波地区、桃園地区、平松地区（駅西区画整理地区等）等は減少率が大きく、令和 3 年度から令和 22 年度では減少率が 85%以下となっています。

一方、富沢地区、水窪地区、稻荷地区、佐野地区（駅西区画整理地区等）等は減少率が比較的小さく 85%以上であり、特に富沢地区は最も減少率が小さく、94%程度となっています。

表 4.1 大字別事業計画区域内人口の将来推移

大字	事業計画区域内人口(人)					事業計画区域内人口変動率				
	2021 R3	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22	2021 R3	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22
伊豆島田	2,624	2,624	2,561	2,496	2,418	100%	100.0%	97.6%	95.1%	92.1%
稲荷	1,636	1,640	1,592	1,538	1,476	100%	100.2%	97.3%	94.0%	90.2%
下和田										
葛山										
岩波	1,082	1,057	1,009	957	895	100%	97.7%	93.3%	88.4%	82.7%
久根										
金沢										
呼子										
御宿										
公文名	382	372	354	332	306	100%	97.4%	92.7%	86.9%	80.1%
今里										
佐野	6,012	5,934	5,702	5,488	5,262	100%	98.7%	94.8%	91.3%	87.5%
上ヶ田										
深良	220	212	199	185	170	100%	96.4%	90.5%	84.1%	77.3%
須山										
水窪	910	895	871	837	795	100%	98.4%	95.7%	92.0%	87.4%
石脇	1,625	1,610	1,557	1,501	1,428	100%	99.1%	95.8%	92.4%	87.9%
千福										
千福が丘										
大畑										
茶畑	4,630	4,534	4,317	4,078	3,814	100%	97.9%	93.2%	88.1%	82.4%
桃園	918	878	812	755	691	100%	95.6%	88.5%	82.2%	75.3%
二ツ屋	926	918	886	846	812	100%	99.1%	95.7%	91.4%	87.7%
麦塚										
富沢	2,127	2,132	2,084	2,046	1,998	100%	100.2%	98.0%	96.2%	93.9%
平松	2,006	1,955	1,860	1,781	1,694	100%	97.5%	92.7%	88.8%	84.4%
合計	25,098	24,761	23,804	22,840	21,759	100%	98.7%	94.8%	91.0%	86.7%

※コーホート要因法により算出

②経済比較

経済比較については、構想マニュアルに基づき、以下の手順で行います。

1. 検討区域については、地形や河川、道路、家屋分布等を考慮して分割する。
2. 上記の将来人口を基に、検討区域ごとの人口及び発生する汚水量を算出し、管渠ルート及び合併浄化槽基数を設定する。
3. 市の近年実績等を基に以下の費用を算定し、経済比較を行う。

【集合処理（公共下水道）】 【個別処理（合併処理浄化槽）】

- ・流域下水道建設負担金 ・合併処理浄化槽建設費
- ・流域下水道維持管理負担金 ・合併処理浄化槽維持管理費
- ・管渠建設費
- ・管渠維持管理費

なお、経済判定のイメージについては以下のとおりであり、下流の区域までの管渠の接続管を一つの単位として、判定を行います。そのため、岩波地区のように下流の区域も未整備である場合には、各検討区域で経済判定を行った後に、検討区域を合算して総合的な経済判定も行います。

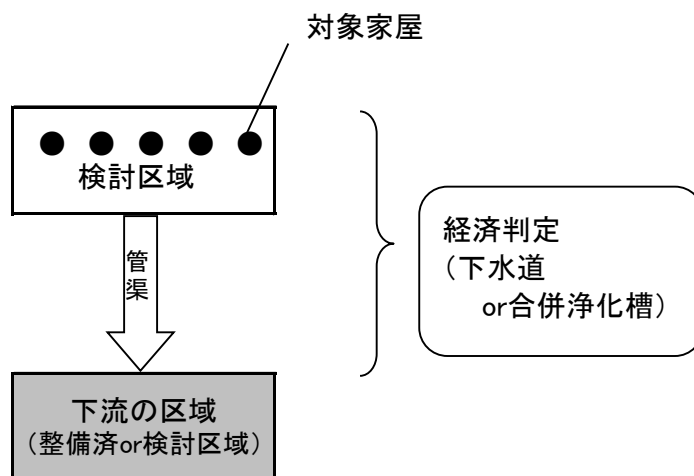


図 4.2 経済判定のイメージ

4) 検討結果

検討結果の一覧を以下に示します。

表 4.2 公共下水道整備計画見直し：検討結果

未整備地区		将来人口減少率	経済判定	総合評価	優先度判定	
1	岩波	大きい	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・経済判定で集合処理となる。 (人口が密集しており処理の効率化が図れるため。) ・石脇～岩波地区通過管(中央幹線)の効果的な活用。 	<p>JR西側：AP対象 ※岩波駅周辺地区まちづくり基本計画と連携した下水道計画を今後検討。</p> <p>JR東側：AP対象外 ※下流側(JR西側)との接続箇所はJR岩波駅踏切箇所であることを考慮し、令和9年度以降の整備につて検討予定。</p>	
2	駅西区画整理 (佐野・平松)	佐野:小さい 平松:大きい	—	<ul style="list-style-type: none"> ・今後整備する方針が決定済。 	AP対象	
3	富沢	A地区	小さい	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少率が一番小さい(富沢地区全体) ・R4整備予定周辺区域である。 	AP対象
		B地区	小さい	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・南地区(長泉町との汚水共同処理区域)。 	
		C地区	小さい	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・道路が狭く下水道工事が困難。 ・古い排水管が布設済であり下水道工事の為には撤去が必要。 	AP対象外
		D地区	小さい	—	<ul style="list-style-type: none"> ・接道のない土地及び広大な農地である。 ・農地及び道路だが、幅が狭く将来家屋が建つ見込み無し。 	
		E地区	小さい	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・MP設置等により下水道不利となる。 	
4	水窪	A地区	小さい	—	<ul style="list-style-type: none"> ・接道のない土地及び広大な農地である。 ・一部は下水管布設済である。 	AP対象外
		B地区	小さい	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・長泉町側へ接続する計画であり、長泉町の整備計画に合わせた整備となる。 	
		C地区	小さい	個別		
5	佐野	A地区	小さい	—	<ul style="list-style-type: none"> ・接道のない土地及び広大な農地である。 	AP対象外
		B地区	小さい	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・道路が狭く下水道工事が困難。 	
		C地区	小さい	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・MP設置等により下水道不利となる。 	
6	稲荷	小さい	—	<ul style="list-style-type: none"> ・接道のない土地及び広大な農地である。 	AP対象外	
7	平松	大きい	—	<ul style="list-style-type: none"> ・接道のない土地及び広大な農地である。 ・水路があり下水管へ接続できない。 	AP対象外	
8	桃園	大きい	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少率が一番大きい。 ・桃園団地は市街化調整区域。 ・MP設置等により下水道不利となる。 	AP対象外	
9	伊豆島田	小さい	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・他企業埋設物や水路の障害により下水道不利となる。 ・接道のない土地及び広大な農地である。 	AP対象外	

※AP対象：令和8年度までに整備予定
AP対象外：令和9年度以降に検討予定

4.3 整備方針

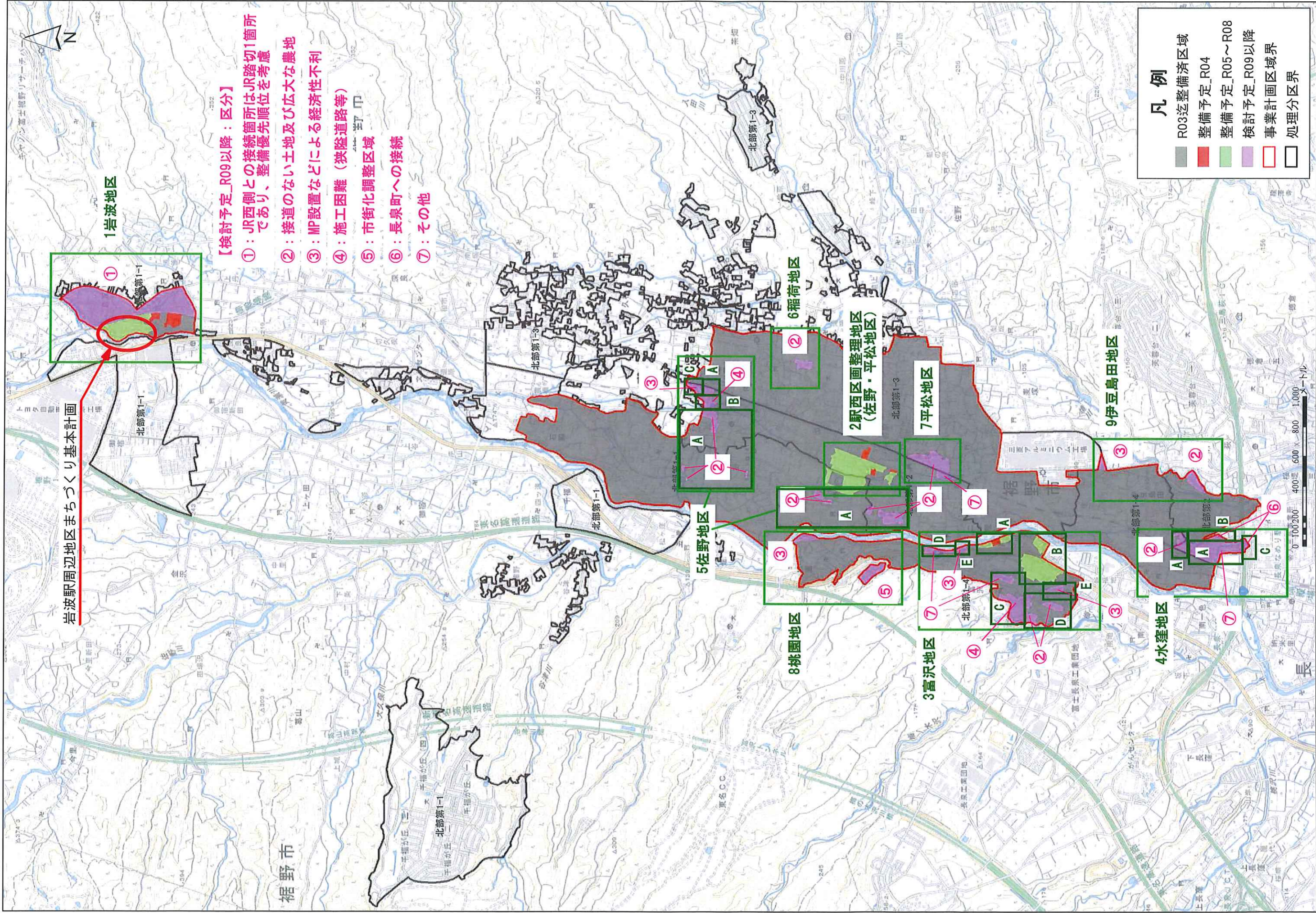
上記の検討方針に基づき検討を行った結果、公共下水道の区域の整備方針は概ね以下のとおりとなります。

- ・駅西区画整理地区については、令和 5～8 年度の整備予定区域とします。
- ・岩波地区については、以下を踏まえて JR 御殿場線の西側は令和 5～8 年度の整備予定区域とし、JR 御殿場線の東側は令和 9 年度以降の整備について検討を行います。
 - ①経済性において集合処理(公共下水道)有利となる。
 - ②国道 246 号を横断し、石脇地区～岩波地区間を接続する通過管（中央幹線）の効果的な活用。
 - ③JR 御殿場線西側は、岩波駅周辺地区まちづくり基本計画と連携した下水道計画により、効果的な汚水処理を今後検討していく余地がある。
- ・富沢地区については今年度整備予定区域周辺及び、南地区（長泉町との共同汚水処理区域）は令和 5～8 年度の整備予定区域とします。それ以外は、農地、経済性で不利、道路が狭く下水道工事が困難な箇所等であるため、令和 9 年度以降に整備手法について検討を行います。
- ・水窪地区は一部整備済ですが、長泉町側へ接続する計画であり、長泉町の整備計画に合わせた整備となるため、令和 9 年度以降に整備手法について検討を行います。

なお、全体計画区域のうち、事業計画区域内の市街化調整区域及び事業計画区域外の区域については、前回計画に準じて令和 9 年度以降に整備手法について検討を行います。

また、合併処理浄化槽についても、前回計画に準じて以下の方針とします。

- ・合併処理浄化槽の新規設置や単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換に対しては、従来通り補助金を交付します。
- ・リーフレット配布等による啓発活動を行うことにより、合併処理浄化槽整備を推進します。



岩波駅周辺地区まちづくり基本計画

1 岩波地区

【検討予定_R09以降：区分】

- ①：JR西側との接続箇所はJR踏切1箇所であり、整備優先順位を考慮
- ②：接道のない土地及び広大な農地
- ③：MP設置などによる経済性不利
- ④：施工困難（狭隘道路等）
- ⑤：市街化調整区域
- ⑥：長泉町への接続
- ⑦：その他

凡例

- R03辺整備済区域
- 整備予定_R04
- 整備予定_R05～R08
- 検討予定_R09以降
- 事業計画区域界
- 処理分区界

4.4 整備計画（アクションプラン）の検討結果

上記の基本方針に基づき検討した結果を次に整理しました。

汚水処理人口普及率の目標としては、前回計画 87.4%に対して今回計画は 83.3%ですが、令和3年度の整備面積及び処理人口を精査した場合は 85.4%となり、前回計画と比べても大きな差はない状況となります。また、公共下水道に関しては、前回計画は 47.4%に対して 49.9%となり、前回計画を上回る結果となります。

なお、合併処理浄化槽は人口減少の影響を受け減少していることが原因で差が生じています。

表 4.3 処理人口及び普及率の比較（目標年次：令和8年度）

【今回計画 目標年次：令和8年度】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	390.79	22,987	47.8%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	17,080	35.5%
整備済計		－	40,067	83.3%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	8,033	16.7%
合計（行政人口）		－	48,100	100.0%

※普及率＝処理人口／行政人口×100

【今回計画 目標年次：令和8年度（令和3年度 整備面積・処理人口精査後）】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	427.02	24,013	49.9%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	17,080	35.5%
整備済計		－	41,093	85.4%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	7,007	14.6%
合計（行政人口）		－	48,100	100.0%

※普及率＝処理人口／行政人口×100

【前回計画 目標年次：令和8年度】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	461.20	24,723	47.4%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	20,886	40.0%
整備済計		－	45,609	87.4%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	6,591	12.6%
合計（行政人口）		－	52,200	100.0%

※普及率＝処理人口／行政人口×100

今回計画では以下に示すとおり、公共下水道の整備面積及び処理人口について、より現実的な数値に見直しを行いました。計画的に整備を実施できる箇所は限られており、汚水処理施設の整備を取巻く諸事情は年々変化しており、財政的な面からも、将来の下水道区域をどのようにしていくかの方向性を決めていくことが必要になっていくと考えられます。

表 4.4 アクションプラン後半 5 ヵ年（令和 4～8 年度）の整備面積・処理人口比較

項目	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
前回計画①	58.99	1,953
今回計画②	17.38	1,031
前回との比率 ②÷①	29.5%	52.8%

4.5 汚水処理における課題と方向性

今回見直しを行うアクションプランは、下水道については事業計画区域内の未整備区域を対象として整備計画を策定しましたが、令和 9 年度以降に整備手法について検討を行う方針とした区域については、事業計画区域は現行のルールでは簡単には削除できないこともあり、令和 5 年度から着手予定の全体計画区域の見直し検討業務の中で将来的な方向性を決定していく方針です。

また、全体計画区域（事業計画区域外）に関連した下水道整備に係る課題と方向性について以下に示します。

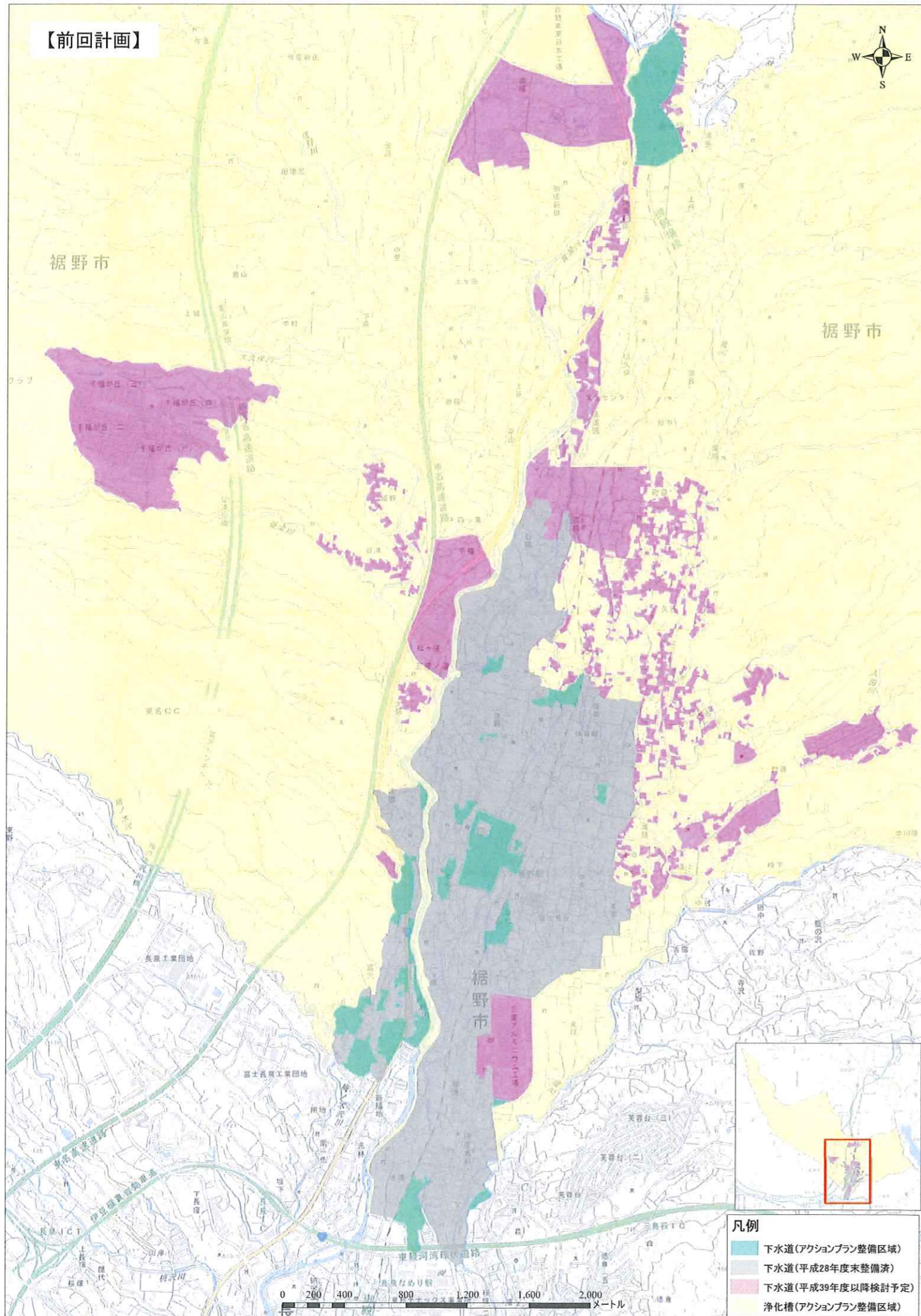
①国道 246 号を横断し、石脇地区～岩波地区間を接続する通過管（中央幹線）について、岩波地区の下水道整備は限定的であることから、この通過管の効果的な活用手法及び沿線の全体計画区域の将来的な位置付けについて。

⇒整備方針でも記したとおり、岩波駅周辺地区まちづくり基本計画と連携した下水道計画等により、効果的な活用手法を今後、検討していくと共に、令和 5 年度から着手予定の全体計画区域の見直し検討業務の中で方向性を決定していく方針です。

②千福が丘に代表される全体計画区域内の郊外型住宅団地（他に、青葉台団地、県営茶畑団地等）の将来的な位置づけについて

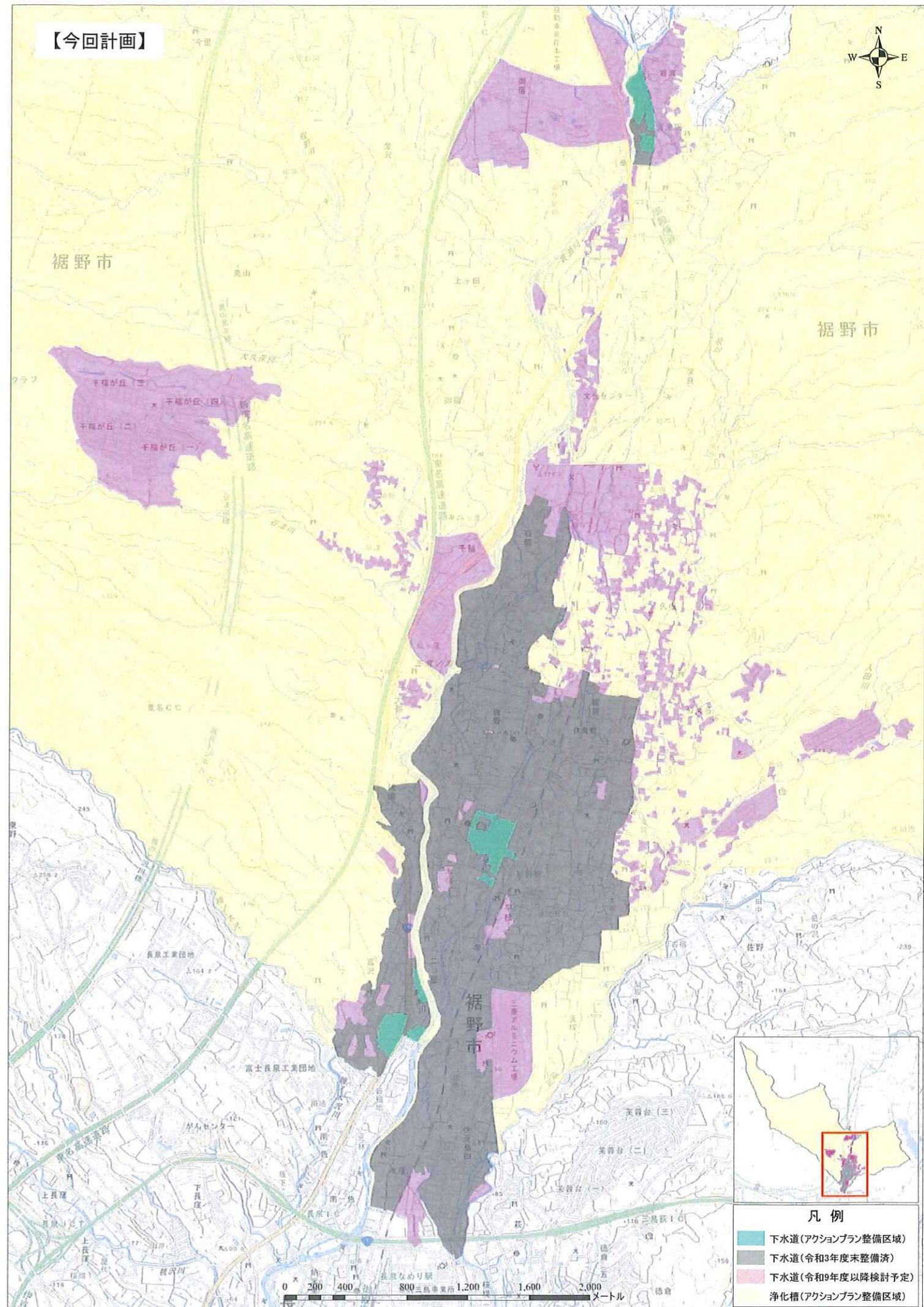
⇒令和 5 年度から着手予定の全体計画区域の見直し検討業務の中で方向性を決定していく方針です。尚、千福が丘は他の団地と異なり、市街化区域であることから、当該見直し検討の中で、諸状況や今後の汚水処理に伴う課題を整理の上、方針を検討していく必要があります。また、仮に下水道区域から外す方針となった場合、合併処理浄化槽の整備に伴う新たな補助金制度の創設など、適正な汚水処理に向けた方向性についても探っていく必要があると考えられます。

【前回計画】



- 凡例
- 下水道(アクションプラン整備区域)
 - 下水道(平成28年度末整備済)
 - 下水道(平成39年度以降検討予定)
 - 浄化槽(アクションプラン整備区域)

【今回計画】



- 凡例
- 下水道(アクションプラン整備区域)
 - 下水道(令和3年度末整備済)
 - 下水道(令和9年度以降検討予定)
 - 浄化槽(アクションプラン整備区域)